

令和8年度

菊川市一般廃棄物処理実施計画

令和8年3月

菊川市

第1 総則

1 本計画の位置づけ

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項に基づき、令和8年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり策定する。

2 計画区域

菊川市全域

3 計画期間

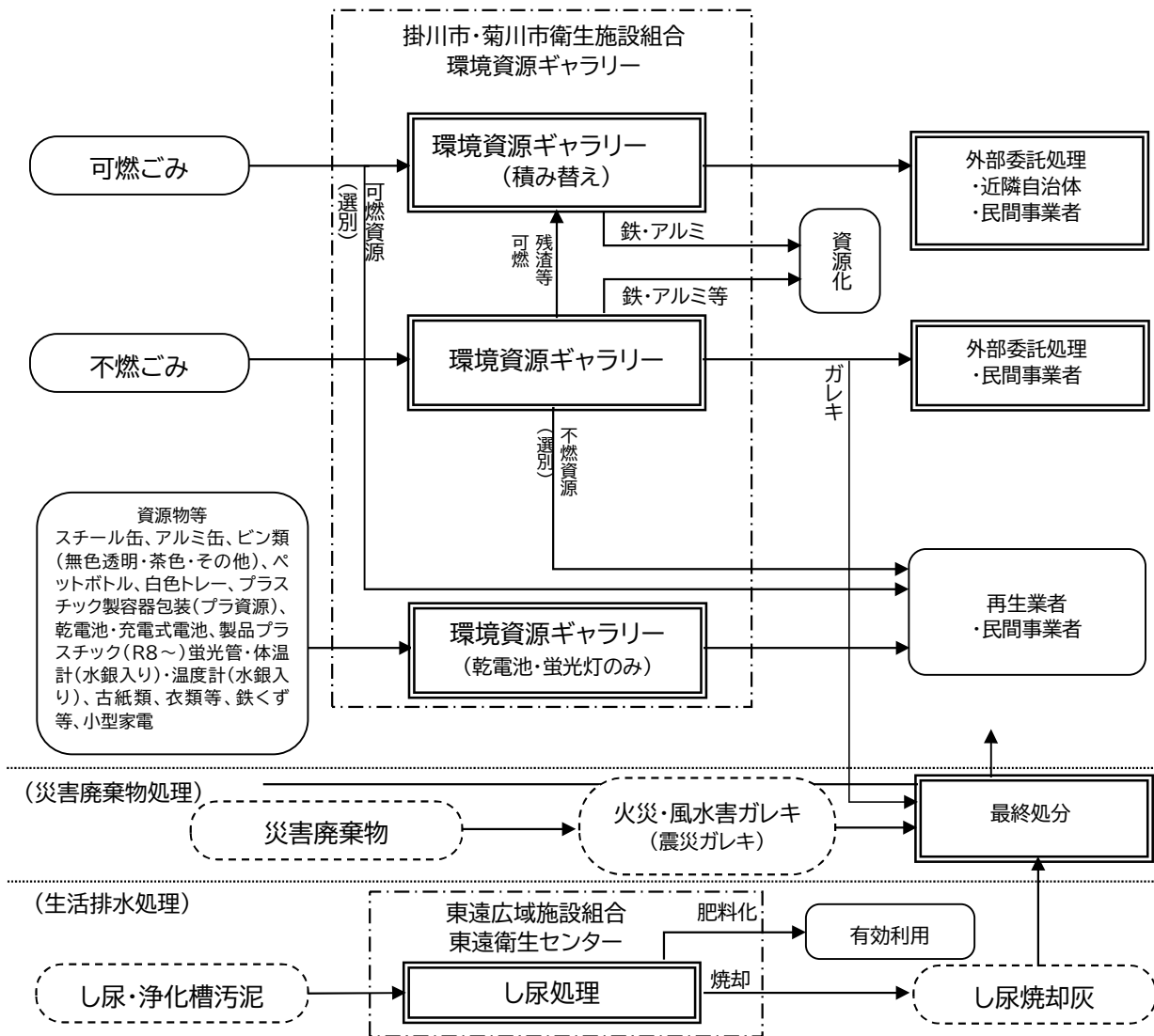
令和8年4月1日から令和9年3月31日

第2 ごみ処理実施計画

1 ごみ排出量の予測

廃棄物の種類		排出量（トン）		
家庭系ごみ	収集ごみ	可燃ごみ	5,658	
		不燃ごみ	198	
		資源物	スチール缶	48
			アルミ缶	80
			ビン類	261
			ペットボトル	130
			白色トレイ	9.4
			製品プラ	90
			プラ製容器	392
			小計	1,010
		乾電池	5.6	
		蛍光管・体温計	1.4	
		衣類	83	
		鉄くず	15	
	小型家電	20		
	計①	6,991		
	直接搬入	可燃ごみ	272	
		不燃ごみ	200	
		剪定枝（リサイクル）	87	
		計②	559	
リギ 入 ヤ 搬ラ	可燃ごみ	5,930		
	不燃ごみ	398		
	計	6,328		
集団 回 収	新聞・雑誌・雑がみ	446		
	牛乳パック	0.1		
	段ボール	269		
	古布	0.8		
	アルミ缶	0.7		
計③	717			
家庭系ごみ計④		8,266		
事業系ごみ	可燃ごみ	1,806		
	植物性残渣（リサイクル）	218		
	不燃ごみ	20		
	事業系合計⑤	2,044		
総排出量（④+⑤）		10,311		

2 ごみ処理の流れ



※可燃ごみ及び不燃ごみの中間処理は、新廃棄物処理施設供用開始まで外部委託処理を行う。

3 収集運搬計画

(1) 収集・運搬する一般廃棄物の概要

廃棄物の種類	収集回数	収集方法
可燃ごみ	週2回	指定袋によるステーション収集 (委託収集)
不燃ごみ	月2回	指定袋によるステーション収集 (委託収集)
資源物 (缶・ビン・ペットボトル・ 白色トレー・資源プラスチック)	隔週	コンテナ、回収ネットによるステーション収集 (委託収集)
	随時	拠点回収 (赤土リサイクルステーション、環境保全センター)
資源物 (古紙類・衣類布団等・アル ミ缶・使用済小型家電・鉄く ず・食用油等)	随時	集団回収
	随時	拠点回収 (地区センター、赤土リサイクルステーション、環境保全センター等)
乾電池	月2回	回収ボックスによるステーション収集 (委託収集)
蛍光管	年2回	地区センターでのイベント回収 (委託収集)
	随時	拠点回収 (環境保全センター)

(2) 収集・運搬しない一般廃棄物の概要

廃棄物の種類	処理方法
家電リサイクル法対象機器	排出者が購入店や義務外品引取協力店へ引取りを依頼、又は指定引取場所へ直接搬入 【指定取引場所：静岡ダイキュー運輸株式会社（袋井市木原632番地の1）】
事業系一般廃棄物	排出事業所が許可業者に収集運搬を依頼又は環境資源ギャラリーへ直接搬入
一時多量ごみ	排出者が許可業者へ収集運搬を依頼又は環境資源ギャラリーへ直接搬入
その他	適正処理困難物等の環境資源ギャラリーで処理できないものについては、排出者自らが処理、専門業者に相談又は購入した店舗に処理を依頼

(3) 一般廃棄物運搬先

- ・環境資源ギャラリー（掛川市満水2319番地）
- ・環境保全センター（牧之原市笠名1212番地）※直接搬出

4 中間処理計画

(1) 一般廃棄物の中間処理主体

廃棄物の種類	収集・運搬	ごみ排出量の内訳		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
可燃ごみ（家庭系）	委託・許可・直搬	一部事務組合・委託 （※外部委託処理 下記4（3）参照）	焼却	市	埋立
可燃ごみ（事業系）	許可・直搬		再資源化		
不燃ごみ（家庭系）	委託・許可・直搬		破碎		
不燃ごみ（事業系）	許可・直搬		再資源化		
資源物 （蛍光管・乾電池以外）	委託	委託・許可・一部事務組合	再資源化	—	—
資源物 （蛍光管・乾電池）	委託	一部事務組合	再資源化	—	—

(2) 中間処理施設の概要

施設名称	環境資源ギャラリー
所在地	掛川市満水2319番地
処理能力	ガス化溶融施設（令和7年3月から稼働停止中） 70トン/24h×2炉 計140トン/日
処理方式	ガス化溶融施設（令和7年3月から稼働停止中） 焼却溶融設備 キルン式ガス化溶融炉

※リサイクルプラザは、新廃棄物処理施設建設に伴う解体工事が施工されたため、不燃ごみ、粗大ごみについては外部委託処理をしている。

※一部事務組合の構成市である掛川市のごみの一部は磐田市及び袋井市森町広域行政組合へ直接搬出する。

(3) 外部委託先

ア 可燃ごみ

- ・静岡市 西ヶ谷清掃工場（静岡市葵区西ヶ谷553番地）
沼上清掃工場（静岡市葵区沼上1224番地）
- ・牧之原市御前崎市広域施設組合 環境保全センター（牧之原市笠名1212番地）
※菊川市の一部から直接搬出（最大約3,500 t/年）
- ・株式会社ミダック 富士営業所（富士宮市山宮3507番地の20）
- ・光陽産業株式会社（御殿場市神場三丁目15番地）
- ・三重中央開発株式会社（三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地）

イ 不燃ごみ

- ・環境のミカタ株式会社（焼津市上新田1019番地）
- ・株式会社エコネコル（富士宮市山宮3507番地の19）
- ・三重中央開発株式会社（三重県伊賀市予野字鉢屋4713番地）
- ・フルハシEPO株式会社（掛川市領家889番地の1）

(4) 資源物の種類及び再資源化方法

区分	再資源化の方法	中間処理主体
ビン（透明、茶色）、缶（アルミ、スチール）	分別収集により自治会で集められた資源物（ビン・缶）は委託により収集し、市が指定する再資源化事業者へ搬入する。	委託業者（独自ルート）
ビン（その他の色）、ペットボトル、白色トレイ	分別収集により自治会で集められた資源物は委託により収集し、容器包装リサイクル協会が指定する再資源化事業者へ引き渡し再資源化する。	委託業者（容リ協ルート）
資源プラスチック（容器包装プラスチック、製品プラスチック）	分別収集により自治会で集められた資源物は委託により収集し、プラスチック資源循環促進法第33条に基づき国の認定を受けた再商品化事業者へ引き渡し再資源化する。	委託業者（認定ルート）
古紙類（集団回収）	P T Aや地域の集団回収により集められた古紙類（新聞、雑誌、雑がみ、牛乳パック、ダンボール）等は古紙回収業者を通じて再資源化事業者へ引き渡す。	独自ルート
古紙類（拠点回収）	市内回収拠点に出された古紙類（新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ）は市内の古紙業者が回収し再資源化事業者へ搬入する。	独自ルート
衣類等（拠点回収）	市内回収拠点に出された衣類等（古着・毛布・靴・布団など）は再資源化事業者へ引き渡す。	委託業者（独自ルート）
使用済小型家電	市内回収拠点に出された使用済み小型家電は再資源化事業者へ引き渡す。	委託業者（独自ルート）
鉄くず等	市内回収拠点に出された鉄くず等は再資源化事業者へ引き渡す。	委託業者（独自ルート）
乾電池・蛍光管・体温計	ごみステーションや回収拠点で集められた乾電池・蛍光管・体温計は委託業者により環境資源ギャラリーへ搬入し、再資源化を行う。	委託業者（一部事務組合経由）
剪定枝	市内から発生した剪定枝は、自治体間協議が済んでいる市外（掛川市）再資源化事業者にて再資源化を行う。	市外許可業者

食品残渣	事業所から排出される食品残渣については、許可業者による再資源化を行うよう指導する。	市内許可業者
食用油	市内回収拠点に出された食用油は再資源化事業者へ引き渡す。	委託業者 (独自ルート)
玩具、装飾品等	市内回収拠点に出されたリユース品は再資源化業者へ引き渡す。	協力事業者 (独自ルート)
その他	環境資源ギャラリーに搬入された廃棄物について、再資源化可能なもの（鉄くず・アルミ・非鉄金属・剪定枝・古紙類・衣類・使用済小型家電等）は環境資源ギャラリーで再資源化業者に引き渡す。	委託業者 (一部事務組合経由)

(5) 中間処理体制

ア 可燃ごみ

可燃ごみは、環境資源ギャラリーで積み替えた後、近隣自治体及び民間事業者によって中間処理を行う。

イ 不燃ごみ（粗大ごみ）

不燃ごみ及び粗大ごみについては、外部委託処理を行う。

5 最終処分計画

(1) 施設の概要

処分場名	棚草最終処分場
所在地	菊川市棚草地内
埋立面積	10,800m ²
埋立容量	78,000m ³
残余容量	33,017m ³
埋立方式	サンドイッチ&セル方式

(2) 搬入物及び処分量

廃棄物の種類	搬入者	処分容量 (m ³)
焼却残渣、ガレキ	環境資源ギャラリー、静岡市（西ヶ谷清掃工場、沼上清掃工場）	257
災害廃棄物	直接搬入	0
し尿・浄化槽汚泥焼却灰	東遠衛生センター	40

6 ごみの減量及び資源化に向けた取組

(1) 市民に対する取組

ア ごみ分別の徹底

- ・分別ができていないごみについて、「ごみ出しイエローシール」の貼付
- ・ごみの出し方マニュアル・ごみカレンダー（日本語、ポルトガル語、英語）の配布

イ リサイクルの推進

- ・資源物（缶・ビン・ペットボトル・資源プラスチック・白色トレイ）の分別収集を実施する自治会に対し、奨励金を交付

- ・資源物・古紙類・衣類・布団・使用済小型家電・鉄くず・食用油等の常設回収拠点の設置及び適正管理
- ・地区に設置されている回収拠点をマップ化
- ・各家庭における生ごみの減量・再資源化を推進するため、バイオ式生ごみ処理機・乾燥式生ごみ処理機・コンポスト容器の購入者に対し、購入費用の一部を助成
- ・竹粉などによる堆肥化推進のための啓発活動

ウ 啓発活動

- ・出前行政講座によるごみ減量化・再生資源の利用・施設見学などに関する講座の開催
- ・食品ロス削減に関する広報活動
- ・環境教育として、小学生と中学生を対象に4R推進（ごみ減量、食ロス削減、リサイクル等）に関する出前講座の開催
- ・環自協と市の共同による市内一斉清掃を実施

(2) 事業所に対する取組

ア 分別指導

- ・環境資源ギャラリーへ搬入される事業系一般廃棄物については搬入物の展開検査の実施により、分別状況を把握、指導

イ 適正排出説明、指導

- ・訪問指導により、事業者のごみの適正排出、ごみ削減、リサイクルの推進を指導、助言

(3) 自治会に対する取組

ア 出前講座の開催

- ・自治会や地域団体を対象としたおしかけ出前行政講座を実施

イ 研修会の実施

- ・環境衛生委員を対象とした研修会の開催

(4) 食品ロスの削減に関する取組

- ・食生活における適量の食材購入や食事量の調整など消費者への啓発
- ・災害時用備蓄食料のフードバンク活動団体等への提供

(5) プラスチックの資源循環に関する取組

ア 発生抑制

- ・再生プラスチックやプラスチック代替製品等の利用促進の広報・啓発
- ・プラスチックごみが河川ごみとならないように不法投棄やポイ捨て防止の啓発

イ 適正処理

- ・資源プラスチックの分別徹底のため、広報、啓発
- ・プラスチック資源循環促進法第33条に基づく認定ルートにて市内事業者で資源プラスチックの再資源化を実施
- ・環境衛生委員を対象とした研修会の開催

ウ プラスチックの循環利用の促進と高付加価値

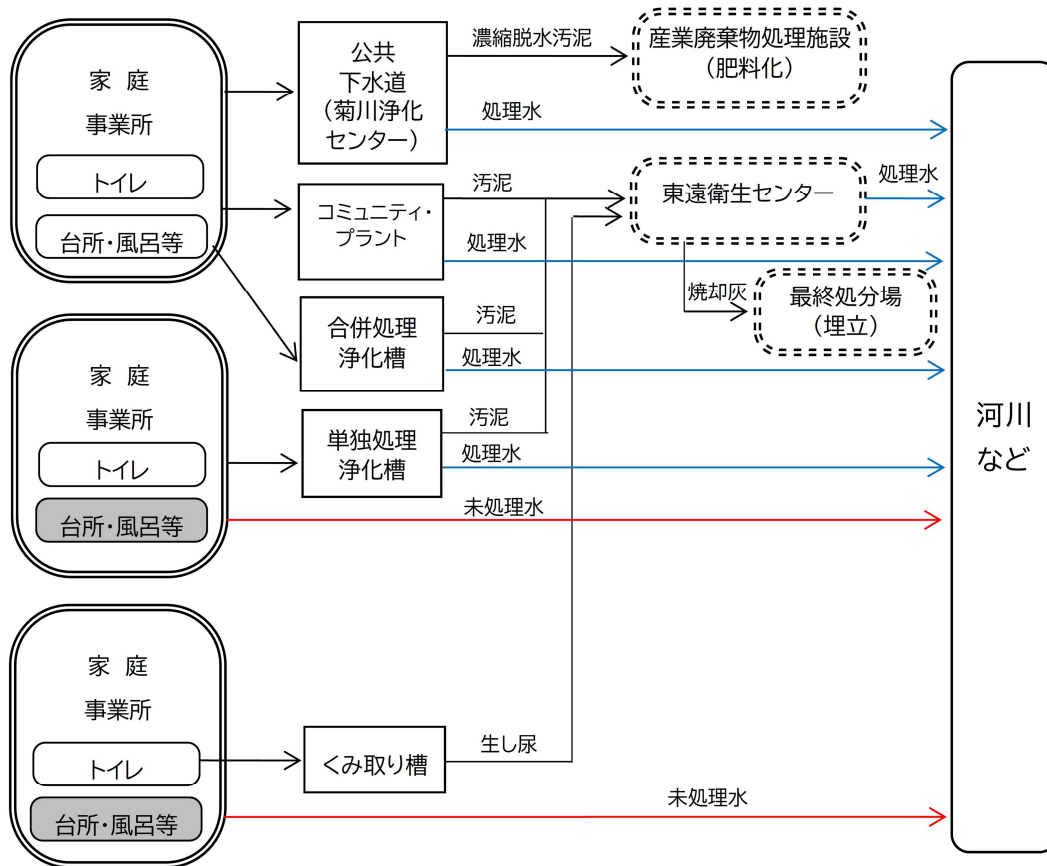
- ・再生プラスチックの優先利用やエシカル消費の呼びかけ
- ・プラスチックの高付加価値化のための情報提供

第3 生活排水処理実施計画

1 計画区域内のし尿・浄化槽汚泥排出量

廃棄物の種類	排出量 (kℓ)
し尿	832
浄化槽汚泥	26,249

2 生活排水処理の流れ



3 収集運搬計画

廃棄物の種類	収集・運搬
し尿 (旧菊川町)	委託業者
し尿 (旧小笠町)	許可業者
浄化槽汚泥	許可業者
コミュニティプラント	許可業者

4 中間処理計画

(1) し尿中継施設の概要 (旧菊川町)

施設名称	し尿中継槽
設置者	有限会社菊川生活環境センター
所在地	菊川市加茂3043番地の1 (他2筆)
型式	鉄筋コンクリート造
処理能力	中継槽：貯留量250m ³ (外寸 W=5.30m L=13.05m H=6.25m) 雨水貯留槽：貯留量27m ³ (外寸 W=3.50m L=4.70m H=2.48m)

(2) し尿処理施設の概要

施設名称	東遠衛生センター
設置主体	東遠広域施設組合（御前崎市・菊川市・掛川市・牧之原市）
所在地	御前崎市池新田9035番地
処理能力	し尿処理：195kℓ/日（し尿：25kℓ/日、浄化槽汚泥：170kℓ/日） 生ごみ処理：200kg/日
処理方法	し尿処理：膜分離高負荷生物脱窒素処理方式+高度化処理 汚泥処理：肥料化（脱水・乾燥）、焼却 生ごみ処理：好気性発酵方式（たい肥化）

5 最終処分計画

東遠衛生センターで処理された本市の焼却残渣は、棚草最終処分場にて埋立処分を行う。

6 取組内容

(1) 公共下水道

- ・下水道管渠整備
- ・下水道接続戸別訪問
- ・市広報誌やSNSによる情報発信

(2) コミュニティプラント

- ・設備定期診断や機器更新
- ・施設統合の検討

(3) くみ取り槽、単独浄化槽、合併処理浄化槽

- ・合併処理浄化槽の普及推進
- ・定期検査、法定検査の周知